

2 か年以上にわたる設計業務等委託契約の前払金の取り扱いについて

## お 知 ら せ

本案件の前払金については、契約締結年度の予算の範囲内で支払いができる場合に限り、契約締結年度に翌年度の前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができますのでお知らせします。